

市内小・中学校及び保育園保護者様

次亜塩素酸水噴霧器の使用について

蓮田市教育委員会

蓮田市教育委員会では、市内小中学校及び学童保育所、保育園等で、子供のコロナウィルスの感染リスクの軽減のために、次亜塩素酸水を適切に活用しております。

この度、5月29日の製品評価技術基盤機構（NITE）のファクトシートや、WHO「COVID-19に係る環境表面の洗浄・消毒」における消毒剤噴霧等の見解に基づき、文部科学省において、次亜塩素酸水の空間噴霧への注意喚起がなされました。現在、蓮田市教育委員会では、国内諸大学や研究機関による次亜塩素酸水の有効性と安全性に関する論考をもとに、安全性を担保したうえで、適切な方法による空間への噴霧を行っています。

今後につきましては、今回の文部科学省の通知をふまえ、可能な限り子供をコロナウィルス感染リスクから守りながら、健康被害に留意して、次のような形で次亜塩素酸水噴霧器を活用いたします。

保護者の皆様におかれましても、下記の点にご留意いただき、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 噴霧器の活用の仕方について

噴霧器は、朝の子供たちの登園・登校前及び降園・下校後の噴霧と、移動教室や園庭・校庭での活動中等、子供に噴霧する機会の少ない時間や空間で噴霧をすることといたします。

2 適切な使用について

直接、霧状の次亜塩素酸水が皮膚に触れないよう注意喚起を継続します。ご家庭においても、学校や園などにおいて、霧状の次亜塩素酸水に、直接、長時間触れないようご指導ください。

3 アレルギー症状をお持ちのお子様について

鼻炎や皮膚疾患などのアレルギーをお持ちのお子様については、噴霧器から距離をとれるよう各学校や園において配慮をいたしますので、各学校・園などにお問い合わせください。